

○産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う定款モデルおよび招集通知モデルの改正について

（ 2 0 2 1 年 7 月 2 6 日
全 国 株 懇 連 合 会 理 事 会 決 定 ）

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）（以下「改正法」という。）および「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令」（令和3年法務省・経済産業省令第1号）が2021年6月16日に施行されたことに伴い、一定の要件を満たした上場会社において、「場所の定めのない株主総会」（以下「バーチャルオンリー株主総会」という。）の開催が可能になったことから、別紙のとおり、「定款モデル」、「招集通知モデル」を改正することとします。

改正内容および改正理由は下記のとおりです。

なお、バーチャルオンリー株主総会に関する定款変更および改正法附則第3条第1項のみなし定款によるバーチャルオンリー株主総会の開催には、産業競争力強化法第66条第1項に基づく経済産業大臣・法務大臣の確認が必要となりますので、ご留意願います。産業競争力強化法に基づくバーチャルオンリー株主総会に関する制度については、以下の経済産業省ウェブサイトをご確認願います。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/virtual-only-shareholders-meeting.html

記

1. 主な改正内容およびその理由

(1) 定款モデル

改正内容	改正理由
【補足説明】10. に（4）を新設し、第12条2項で「場所の定めのない株主総会」に関する規定を設けることが考えられる旨および定款規定例等を記載する。	バーチャルオンリー株主総会に係る定款変更を検討する会社の参考に供するため。

(2) 招集通知モデル

改正内容	改正理由
【補足説明】に(9)を新設し、バーチャルオンリー株主総会を開催する場合の招集通知記載例を掲載する。	バーチャルオンリー株主総会の開催を検討する会社の参考に供するため。

2. みなし定款に際しての備置定款への対応

改正法附則第3条第1項により、同法の施行から2年を経過する日までの間、産業競争力強化法第66条第1項に基づく経済産業大臣・法務大臣の確認を経れば、定款に株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる旨の定めがあるものとみなすことができます(みなし定款)。当該みなし定款を適用する場合、本店で備え置いている定款(以下「備置定款」という。)を書き換えるのではなく、定款の定めがあるものとみなすことができる旨の説明文を備置定款と一緒に備え置く対応を行うことが考えられます。その場合の説明文としては、以下の文例が考えられます。

(附則第3条第1項に基づき定款の定めがあるものとみなすことができる旨の文例)

<p>産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第3条第1項に基づき定款の定めがあるものとみなすことができる事項について</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇〇株式会社</p> <p>「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)附則第3条第1項に基づき、2021年X月X日の経済産業大臣および法務大臣の確認をもって、同日より2023年6月16日までの間、当社について、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる旨の定めがあるものとみなすことができることとされております。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

以上

定款モデル（監査役会設置会社・会計監査人設置会社・剰余金配当等を取締役会で決定する会社）の改正

改正前	改正後
<p>【補足説明】</p> <p>10. 第12条（招集）</p> <p>(1) 定時株主総会の招集時期について、「定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、……」とする方法もある。</p> <p>(2) 株主総会の招集地については、法律上の規制はない。なお、株主総会の開催場所が定款で定められた場合や当該場所で開催することについて株主総会に出席しない株主全員の同意がある場合を除き、過去に開催した株主総会のいずれの場所とも著しく離れた場所で開催する場合には、その理由を株主総会招集の取締役会で決議するとともに、招集通知にも記載することとなる。（会社法第298条、第299条第4項、会社法施行規則第63条）。</p> <p>(3) 株主総会の開催場所を定める場合は、都道府県単位で定めることが可能であることから、以下の記載をすることもできる。</p> <p>「第〇条（開催場所） 当社は、〇〇県または〇〇県で株主総会を開催する。」</p> <p>< 新設 ></p>	<p>【補足説明】</p> <p>10. 第12条（招集）</p> <p>(1) < 同左 ></p> <p>(2) < 同左 ></p> <p>(3) < 同左 ></p> <p>(4) 産業競争力強化法第66条に基づき、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた上場会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる旨を定款で定めることができる。その場合は、本条第2項として以下の記載が考えられる。</p> <p>「第12条（招集） 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。」</p> <p>また、株主総会の開催場所を定款に定めている場合は、当該規定の次の項で、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる旨を定めることが考えられる。この場合、株主総会の開催場所に関する定めは場所の定めのない株主総会については適用がないことをあわせて明確にするため、以下の記載が考えられる。</p> <p>「第12条（招集） 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、</p>

改正前	改正後
	<p>必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>2 当会社の株主総会は、〇〇県〇〇市において開催する。ただし、次項に基づき、株主総会を場所の定めのない株主総会とする場合はこの限りでない。</p> <p>3 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。」</p> <p>なお、場所の定めのない株主総会の開催を感染症の感染拡大や天災等の一定の場合に限定するときは、その旨を定款で定めることも考えられる。</p>

改正前	改正後
<p>【補足説明】 < 新設 ></p>	<p>【補足説明】 (9) 場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会） 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）（以下「改正法」という）の施行に伴い、上場会社は、経済産業大臣・法務大臣の確認を受けて、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる旨を定款に定めれば、場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）を開催することが可能となった（産業競争力強化法66条。また、施行後2年間については改正法附則3条1項に基づくみなし定款を利用することも可能である）。</p> <p>定款の規定に基づき、バーチャルオンリー株主総会を開催する場合、招集通知記載事項である株主総会の場所に代えて「株主総会を場所の定めのない株主総会とする」旨を記載することとなる（産業競争力強化法66条2項による読替後の会社法298条1項1号）。また、招集通知には、産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令（令和3年法務省・経済産業省令第1号）（以下「法務・経産省令」という）4条各号に定める事項を記載しなければならない。</p> <p>バーチャルオンリー株主総会の招集通知記載例は次のとおりである。法務・経産省令4条1号に定める事項は「4. 招集にあたっての決定事項」に記載し、同条2号、3号に定める事項は「バーチャルオンリー株主総会の開催方法と議決権行使に関するご案内」に記載することとしている。なお、事前の議決権行使の取扱い（法務・経産省令3条3号）については、①株主がバーチャルオンリー株主総会の所定のシステムにアクセス（ログイン等）をした時点で、事前の議決権行使の効力を失わせる取扱いや、②当該株主がバーチャルオンリー株主総会において議決権行使をした時点で、事前の議決権行使の効力を失わせる取扱い等が考えられ、招集通知記載例では②の取扱いとしている（4.（2）参照）。バーチャルオンリー株主総会に出席するための所定のシステムにアクセス（ログイン等）するための株主ごとのID・パスワード等も法務・経産省令4条2号に定める事項に該当するが、招集通知の内容とすべき事項のうち、議決権行使書面に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しないため（会社法施行規則66条3項）、ID・パスワード等の各株主固有の事項は議決権行使書面に記載することを想定している。また、通信障害等により、バーチャルオンリー株主総会の議事に著しい支障が生じる場合の議長による延期または継続の決定に備え、延会または継続会の開催日時をあらかじめ記載しておくこととしている（4.（3）参照）。</p> <p>・招集通知記載例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p style="text-align: right;">（証券コード ○○○○） ○年○月○日</p> <p>株主各位</p> </div>

改正前	改正後
	<p style="text-align: right;">東京都〇〇区△△〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇株式会社 取締役社長 〇〇〇〇</p> <p style="text-align: center;">第〇回定時株主総会招集ご通知</p> <p>拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、当社第〇回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。</p> <p>本株主総会は、〔産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）附則第3条第1項／産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）第66条第1項および当社定款第〇条第〇項〕に基づき、場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）といたしますので、本株主総会には、当社指定のウェブサイト（https://www.〇〇〇.〇〇〇）を通じてご出席願います。ご出席いただくために必要となる環境やお手続方法等の詳細は〇頁以下の「バーチャルオンリー株主総会の開催方法と議決権行使に関するご案内」をご確認ください。</p> <p>なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、〇年〇月〇日（〇曜日）午後〇時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">〔郵送による議決権行使の場合〕</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。</p> <p style="text-align: center;">〔インターネットによる議決権行使の場合〕</p> <p>当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://www.〇〇〇〇）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。インターネットによる議決権行使に際しましては、〇頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。</p> <p>なお、議決権行使書とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。</p> <p style="text-align: right;">敬 具</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日時 〇年〇月〇日（〇曜日） 午前10時 2. 開催方法 場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）とします。 当社指定のウェブサイト（https://www.〇〇〇.〇〇〇）を通じてご出席くだ

改正前	改正後
	<p>さい。</p> <p>ご出席いただくために必要となる環境やお手続方法等の詳細は、○頁以下の「バーチャルオンリー株主総会の開催方法と議決権行使に関するご案内」をご確認願います。</p> <p>3. 目的事項</p> <p>報告事項 1. 第○期（○年○月○日から○年○月○日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第○期（○年○月○日から○年○月○日まで）計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 取締役○名選任の件</p> <p>第2号議案 監査役○名選任の件</p> <p>4. 招集にあたっての決定事項</p> <p>(1) 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、[インターネット/インターネットまたは電話]によるものとします。</p> <p>(2) 郵送またはインターネットにより事前に議決権を行使された株主様が本株主総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、本株主総会において行使された内容を有効なものとして取り扱います。本株主総会において議決権を行使されなかった場合は、郵送またはインターネットにより事前に行使された内容を有効なものとして取り扱います。</p> <p>(3) 通信障害等により、本株主総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本株主総会の延期または続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本株主総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期または続行の決定を行った場合には、○月○日（○曜日）午前10時より、本株主総会の延会または継続会を開催いたします。その場合は、速やかに当社ウェブサイト（http://www.○○○〇）でお知らせしますので、○頁以下の「バーチャルオンリー株主総会の開催方法と議決権行使に関するご案内」に従ってお手続きのうえ、本株主総会の延会または継続会にご出席くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>(4) 当社は、株主総会招集通知書とその添付書類ならびに株主総会参考書類をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.○○○〇）に掲載しておりますので、法令ならびに当社定款第○条の規定に基づき、本招集通知には、以下の事項は記載しておりません。従いまして、本招集通知の添付書類は、監査役が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに会計監査人が会計監査報告の作成</p>

改正前	改正後
	<p>に際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。</p> <p>①事業報告の以下の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> • • <p>③</p> <p>④</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>.....</p> <p>◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.〇〇〇〇) に掲載させていただきます。</p> <p>.....</p> <p style="text-align: center;">バーチャルオンリー株主総会の開催方法と議決権行使に関するご案内</p> <p><法務・経産省令4条2号・3号に定める事項、バーチャルオンリー株主総会への出席（代理人出席を含む）や質問、動議、議決権行使等の方法に関するご案内等を記載する。以下は項目立ての一例であり、法務・経産省令4条2号・3号に定める事項は、当該事項ごとに記載する方法のほか、適切な項目立てをしたうえで実質的に当該事項を含む形で記載する方法も考えられる。></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本株主総会の議事における情報の送受信をするために必要な事項 2 質問の方法 3 動議の方法 4 議決権行使の方法 5 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害に関する対策についての方針の内容の概要 6 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針の内容の概要

改正前	改正後
	<p data-bbox="813 180 1223 352"> 7 その他の注意事項 (1) 代理人による議決権行使 (2) </p> <p data-bbox="813 371 1554 475"> 8 お問い合わせ 電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (受付時間：〇時～〇時) </p> <p data-bbox="1115 523 1671 587" style="text-align: center;"> インターネットによる議決権行使のご案内 < 略 > </p> <p data-bbox="719 675 2107 738"> ・ 4. (2)の別案 (株主が本株主総会のシステムにアクセス (ログイン等) をした時点で、事前の議決権行使の効力を失わせる取扱いとする場合) </p> <div data-bbox="775 746 2018 898" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="813 754 2007 898"> (2) 郵送またはインターネットにより事前に議決権を行使された株主様が本株主総会に出席された場合は、郵送またはインターネットによる事前の議決権行使は効力を失うこととなります。この場合、本株主総会において議決権が行使されなかったときは、棄権として取り扱うことといたします。 </p> </div> <p data-bbox="719 946 2107 1010"> ・ 4. (3)の別案 (通信障害等により本株主総会の議事に著しい支障が生じる場合に備えた延会または継続会の開催日時を記載しない場合) </p> <div data-bbox="775 1018 2018 1201" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="813 1026 2007 1201"> (3) 通信障害等により、本株主総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本株主総会の延期または続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本株主総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期または続行の決定を行った場合には、速やかに当社ウェブサイト (http://www. 〇〇〇〇) でその旨および延会または継続会の開催日時をお知らせいたします。 </p> </div>